

●テーマ・日程

- 1 「始まったマンションの放棄」 10月31日〔土〕
 - 2 「都市マスタープラン」 11月14日〔土〕
 - 3 「都市計画事業」 11月29日〔日〕
 - 4 「土地利用規制」 12月19日〔土〕
 - 5 「建築確認」 1月10日〔日〕
 - 6 「法改正」 1月23日〔土〕
- いずれも午後6時開始

都市計画法・ 建築基準法改正へ 連続シンポジウム

●●パネリスト

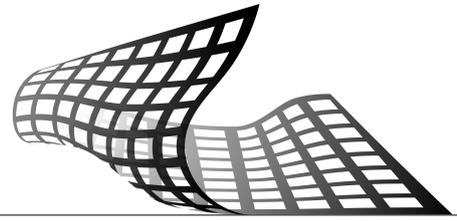
- 五十嵐敬喜 (法政大学教授)
遠藤哲人 (区画整理・再開発対策全国連絡会議)
川西崇行 (早稲田大学講師)
河野進 (建築家)
陳 昕 (法政大学大学院)
富田裕 (弁護士)
野口和雄 (都市プランナー)
日置雅晴 (弁護士・早稲田大法科大学院教授)
福川裕一 (千葉大学教授)
松本恭治 (高崎健康福祉大教授)
三好亜矢子 (中野政策研究会)
柳沢厚 (C-まち計画室)
若林祥文 (NPO 法人都市づくり NPO さいたま)
渡辺俊一 (東京理科大学嘱託教授)
- 50音順 *出席はテーマごとに変わります

●●●会場

- 全水道会館 [1~3]
主婦会館 プラザエフ [4~6]

都市計画法・建築基準法改正へ 連続シンポジウム

共催 | 景住ネットワーク・法政大学五十嵐研究室



1 「始まったマンションの放棄」 10月31日（土）午後6時～

山林、農地、限界集落、シャッター通り商店街とまちの放置は進み、ついに地方都市からマンションの放置が始まった。これらは「見た目」は放置だが、その裏には「土地建物所有権の放棄」が進行していることに問題の重要性が潜んでいる。「金があれば資産としての土地や建物を買ひ、将来は（金銭的に）安心」という個別土地所有制度の崩壊があらわれている。

何がこのような問題を引き起こし、法律はこの問題にどう対処するのか？
都市計画法などの都市法をどう変えればこれらの課題に対応できるのか？

- ①「マンション放置の実態」松本恭治（高崎健康福祉大学教授）
 - ②「どのようにして「放置」が「放棄」となるか？」日置雅晴（弁護士・早稲田大学法科大学院教授）
 - ③「中国の「総有」陳昕（法政大学大学院）
 - ④「個別土地所有から総有へ」五十嵐敬喜（法政大学教授）
- 司会 野口和雄（都市プランナー）
会場 全水道会館（水道橋駅前）

2 「都市マスタープラン」 11月14日（土）午後6時～

1992年の都市計画法改正により登場した都市マスタープラン。早速、ワークショップ方式などの「アメリカ型市民参加」手法を使い各地でマスタープランがつくられた。しかし、いまや都市マスタープランは、都市を変える力がないことが、明らかになってきた。では、いったい都市マスタープランをどうしたらよいのか？

- ①「都市マスタープランの作られ方の実態」三好垂矢子氏（中野政策研究会）
 - ②「都市マスタープランは、都市を制御できない」富田裕（弁護士）
 - ③「都市マスタープランは有効である・都市マスタープランづくりの試み」野口和雄（都市プランナー）
- 司会 未定
会場 全水道会館（水道橋駅前）

3 「都市計画事業」 11月29日（日）午後6時～

幹線道路、金太郎館の再開発ビルと区画整理等、都市を醜くし、行政の財政を悪化さ

せてしまった元凶の一つに都市計画事業があるようだ。公共事業をコントロールできるかどうかは、まさに今の課題。なにをどうしたら変えられるか？

- ①「日本の都市の骨格は、閣議決定で決められる？」五十嵐敬喜（法政大学教授）
 - ②「再開発と区画整理における都市の『醜くさ』」遠藤哲人（区画整理・再開発対策全国連絡会議）
 - ③「美しい再開発は、所有権を解決なくしてできない」福川裕一（千葉大学教授）
 - ④「都市計画事業と都市財政＝都市計画事業が都市財政を逼迫化させた」未定
- 司会 野口和雄（都市プランナー）
会場 全水道会館（水道橋駅前）

4 「土地利用規制」 12月19日（土）午後6時～

世界の多くの都市計画でもゾーニング制度を採用している。しかし、欧米のゾーニング制度をベースとしている日本の土地利用規制制度は、良い都市づくりに貢献していない。そればかりか醜悪な都市づくりにこの制度が貢献しているといっても過言ではない。では、日本の制度の何が問題で、どう変えればよいのか？

- ①「集団規定は街を壊しているか？」柳沢厚（C-まち計画室）
 - ②「公開空地は、高層ビルの免罪符か？」川西崇行（早稲田大学講師）
 - ③「地方自治体開発行政のジレンマ」若林祥文（NPO 法人都市づくりNPO さいたま）
- 司会 日置雅晴（弁護士・早稲田大学法科大学院教授）
会場 主婦会館プラザエフ（四ツ谷駅前）

5 「建築確認」 1月10日（日）午後6時～

都市の建築物は建築確認制度によって建っている。ということは醜い都市の元凶は、建築基準法のため、ということになる。なぜ、このような制度となっているのか、どう変えればよいのか、何が障害なのか？

- ①「建築確認の実態」未定
 - ②「建築確認が建築士の職能を駄目にした」河野進（建築家）
 - ③「法廷の限界」日置雅晴（弁護士・早稲田大学法科大学院教授）
 - ④五十嵐敬喜コメンテーター（法政大学教授）
- 司会 福川裕一（千葉大学教授）
会場 主婦会館プラザエフ（四ツ谷駅前）

6 「法改正」 1月23日（土）午後6時～

都市計画法、建築基準法をどうするか？
パネリスト
五十嵐敬喜（法政大学教授）
渡辺俊一（東京理科大学嘱託教授）
柳沢厚（C-まち計画室）
問題提起 野口和雄（都市プランナー）
会場 主婦会館プラザエフ（四ツ谷駅前）

〇参加費（資料代含む）
全6回 10000円
各回 1800円

〇申し込み
<http://machi-kaeru.com/>

〇問い合わせ
景観と住環境を考える全国ネットワーク
510@machi-kaeru.com
TEL.03-6380-8818

定員 80人
※事前に申し込みが必要です。申し込みが無い場合、席や資料が用意できない場合があります。

全水道会館
JR水道橋駅 東口（徒歩2分）
都営地下鉄三田線 水道橋駅（徒歩1分）



主婦会館 プラザエフ
JR四ツ谷駅 麹町口（徒歩1分）
地下鉄南北線 / 丸の内線 四ツ谷駅（徒歩3分）

